

經濟論叢

第123卷 第3号

マルクスにおける生産諸力の概念について(8)……平 田 清 明	1
慣習保有地における 旧体系の壊顔と土地私有への傾斜 ……………尾 崎 芳 治	16
二つの価格理論 ……………有 賀 裕 二	41
公共事業と租税負担配分論 ……………仁 連 孝 昭	63

経済学会記事

昭和54年3月

京都大學經濟學會

慣習保有地における旧体系の壊類と 土地私有への傾斜

——17世紀イングランドの土地所有 (3)——

尾 崎 芳 治

旧体系の壊類と土地私有への傾斜 (その2)

前稿に見たとおり、農家総数の65.4%を占める47万7,400戸の慣習土地保有農の土地保有こそが、その圧倒的部分において、ほかならぬ農奴的出自の・卑賤な・領主の意志による隷農土地保有として、土地所有の旧体系を根底において支える底辺の位置を占めるものであった。しかしここでも、旧体系壊類の覆うべくもない徴候を指摘することができる。

(a) 慣習土地保有農の比重の低下

第1に、農民諸層のなかに占める慣習土地保有農そのものの比重の逡減の傾向である。第19表¹⁾は、トーニーに拠って、118マナ、6,203人の農民の保有態様別分布を示したものである。ここでまず、慣習土地保有農は、全国集計ではもちろん、東部のサファクを除く表出のすべての県で、農民諸層のなかの最大多数を占めている。このかぎりでは旧体系は、その底辺においてなにほどこ安定的に自らを維持している、とひとまず言うことができる。しかしそこには、明らかに分布の傾向的な偏りが見られる。慣習土地保有農が最も高い比率を示すのは、北部辺境ノーサンバランドでの92%で、ランカシヤでも「単一の巨大な Rochdale マナをのぞいてしまえば」ほぼ同じである²⁾。これらにつぐのは、

1) Tawney, R. H., *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, p. 25, Table 1 に一部加工して作成。なお原表の史料的根拠と限界については、cf. *ibid.*, Appendix II.

第19表 保有態様別農民分布

(マナ数)	自由 土地保有農	慣習 土地保有農	定借地 期農	不詳	計
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
ノーサンバランド (6)	26 (5.5)	436 (92.0)	12 (2.5)	...	474 (100.0)
ランカシア(7), Cockersand 修道院領	217 (16.9)	451 (35.2)	334 (26.0)	278 (21.7)	1,280 (100.0)
計	243 (13.8)	887 (50.5)	346 (19.4)	278 (15.0)	1,780 (100.0)
スタファードシア (6)	44 (12.3)	272 (76.4)	23 (6.5)	17 (4.8)	356 (100.0)
レスタシア (9)	134 (21.7)	311 (50.3)	124 (20.1)	49 (7.9)	618 (100.0)
ノーサンプタンシア (7)	100 (18.8)	355 (66.9)	66 (12.4)	10 (1.9)	531 (100.0)
計	278 (18.1)	938 (62.3)	213 (14.2)	76 (5.0)	1,505 (100.0)
ノーファーク (25)	316 (31.0)	596 (58.9)	53 (5.2)	50 (4.9)	1,011 (100.0)
サファーク (14)	176 (49.9)	146 (41.8)	25 (7.1)	6 (1.7)	353 (100.0)
計	492 (36.0)	742 (54.3)	78 (5.7)	56 (4.1)	1,304 (100.0)
ウィルトシア, サマント, デーヴンシア (32)	149 (13.5)	817 (74.1)	136 (12.4)	...	1,102 (100.0)
ハンプシア (2)	8 (3.1)	251 (96.9)	...	...	259 (100.0)
その他南部 (10)	43 (19.6)	158 (72.2)	12 (5.5)	6 (2.7)	219 (100.0)
計	200 (12.6)	1,227 (77.2)	148 (9.3)	6 (0.3)	1,580 (100.0)
総計	1,213 (19.5)	3,793 (61.1)	785 (12.6)	416 (6.7)	6,203 (100.0)

慣習保有地における旧体系の農戸と土地私有への傾斜

西部3県の74%, 南部10マナの72%, 中部3県の62%であり, 東部のノーファクとサファクが54%と最低の比率を示している。

つまり北部の「2つの後進県 two wild counties」では, 中世的情况 *medieval conditions* が, よそで消滅しだしてからずっと生きながらえている³⁾ のであり, 先進的な東部では, すでにその命脈がなかばつきようとしているのである。この点で, ハムプシャーでの高い比率は, 事実上, ほとんど慣習土地保有農だけからなる1マナの数値であって⁴⁾, これをただちに一般化することはできない。しかし「その他の南部」10マナが, 西部につぎ, 中部より高い比率を示すのは, トーニーの言うとおり⁵⁾, 中部と南部の「状況をほぼ同じだと推定」するのが自然だとすれば, わたくしたちもまたこれを, 謎として残しておくほかはない。ともあれここには, 概して, 経済的後進性が慣習土地保

2) *Ibid.*, p. 26. なお1626年のRochdale マナの保有態様のわかる農民数は612人で, これだけで表示のランカシャー7マナの農民総数の48%を占めている。その内訳は(*ibid.*, p. 284), 自由土地保有農64人(10.5%), 贖本土地保有農233人(38.1%), 定期借地農315人(51.5%)であって, 後者の比率が異常に高い。ただし, Rochdale の不詳分の人数がわからないため, 原表からこのマナを除外するというトーニーのとり扱いの仕方結果も正確にはわからない。ひとまず不詳分を度外視して, 3つの欄だけから右の数値を差し引いて, その範囲内での比率を算出すると, 以下のようになる。自由土地保有農153人(39.2%), 慣習土地保有農218人(55.9%), 定期借地農191人(40.9%)。ノーサンバランドとは大きなへただりがあるようである。しかし疑問は疑問として一応トーニーの結論にしたがっておく。

3) *Ibid.*, p. 26; cf. p. 190.

4) 表出の2つのマナとは, Crondal および Sutton Warblington で, 典拠はいずれも Baigent, E. J., ed., *Crondal Records*, 1890, Part I. である(Tawney, *op. cit.*, Appendix II, p. 424.)。同じ典拠によった塚家論文(「一六世紀イギリスの農民層分解」『史学雑誌』第67編第1号)によれば, 第1に Sutton Warblington は, クロンドル・マナの1タイプディングで, Long Sutton とあわせても農家戸数14戸の一小邑であって, 単独のマナではない。第2に1568年当時のクロンドル・マナには, 自由土地保有農7人, 贖本土地保有農150人, 自由土地保有農でかつ贖本土地保有農2人の計159人と, 又借農31人, 又借農で贖本土地保有農19人がいた(同上論文, 2, 12ページ)。トーニーは, このうち前の159人を取りあげているようであって, そのばあいこのマナが, 「ほとんど慣習土地保有農だけからなっている」といってまちがいないこと, 本文に記したとおりである。ただその際トーニーは, 自由土地保有農でかつ贖本土地保有農の2人を, 別々に所属させているのだが, 問題は, 259(100%)——自由土地保有農8(3.1%), 慣習土地保有農251(96.9%)としていることである。これはもちろん159(100%)——8(5.0%), 151(95.0%)のあやまりである。表のいちばん下の計および総計の欄は, これによって修正が必要である。もっとも表の基本的傾向には変りはない。

5) Tawney, *op. cit.*, p. 26.

有農の高い比率と照応し、経済的先進性とその低い比率と照応していること、したがって経済的進歩は、慣習土地保有態様の支配的存在とあい入れず、後者のなんらかの改訂を不可避にしていること、現に経済的進歩は、慣習土地保有農の比重を逡減させる点で、旧体系の根底を掘りくずしつつ進行していること、をある程度みてとることができる。

(b) 標準保有規模潰滅の傾向

第2に、慣習土地保有農の標準保有規模——いわば、慣習土地保有農が、旧体系の底辺として、自足的な小農民経営の埒内で維持されるに必要な土地保有規模——の潰滅の傾向である。第20表⁶⁾は、43マナ1,102人の慣習土地保有農の保有規模を集成した数値である。ここには、地方によってことなる土地保有規模の情況が、かなり鮮かに示されている⁷⁾。

まずノーサンバランドでは、かの中世的標準保有規模⁸⁾の中核たる1 ヴァギ

6) *Ibid.*, pp. 64-65, Table IV より抽出して加工作成。抽出の原則は、概して、一見して了解されるもので、異論はないと思われるが、ただ北部については、一言しておかねばならない。ノーサンバランドをとってランカシアをとらなかったのは、前者をいわば北部的情況の典型としてとりあげて後者についてはほとんどふれないトーニーの取り扱いにならったものであるが、しかしそれにしても、両者の情況のへだたりは決定的といえるほどのものであって、この点問題としてのこることを認めておきたい。

7) このばあい注意しなければならないのは、中世のマナを実際以上に均質的なものと前提して、変化を過大視するあやまりである。やや時代は下がるが、第21表に1例をかかげておく(篠塚前掲論文、第5表)。1351年のクロンダルの Long Sutton タイズィングでは、2分の1 ヴァギッ

第21表 Long Sutton の保有者、1351年

保有単位	戸数	保有単位	戸数
cottager	6	$\frac{1}{2}$ virgate	6
$\frac{1}{4}$ virgate	3	1 virgate	4
$\frac{1}{8}$ virgate	1	2 hide	1
1 cot-land	1	計	22

トが支配的な標準規模であることがわかるが、その比率は27.3%で、1 ヴァギットとあわせて45.5%である。これを中核として、恐らく1—2 エーカーをもつ相当多数の小屋住農をはじめ、多様な保有者があり、異質性もかなりのものである。ただそれらが、ほぼ標準単位の倍数で構成されていて、同一の層では一定・整一である点が特徴的である。なお cf. Tawney, *op. cit.*, pp. 61-62.

8) 標準保有規模は、地方によりマナによりかなり区々であったようである。マナ内の標準規模が、2分の1 ヴァギットのばあいもあれば、1 ヴァギットのばあいもあり、しかもそのそれぞれがかなりの巾をもった大きさであった。たとえば、1315年のウィルトシャの South Newton マ

第20表 慣習土地保有農の保有規模

地方・県 (マナ数)	北 ノース 部 サンパ (10)	西 ウィ 部 ルト (7) シア (1) サマ ント	中 部 レスタ (3)	南 部 (9)	東 ノ 部 ファ (8) ク (5) サファ ク	計 (43)
規 模	人 %	人 %	人 %	人 %	人 %	人 %
小 屋 住	... 0.0	3 2.0	13 10.7	23 6.4	52 13.9	91 8.3
5 エーカー以下	11 11.5	12 7.9	23 18.9	85 23.7	117 31.3	248 22.5
5—10	2 2.1	12 7.9	6 4.9	52 14.5	64 18.4	141 12.8
10—20	4 4.2	15 10.0	11 9.0	60 16.8	54 14.4	144 13.0
20—30	13 13.5	43 28.3	8 6.6	38 10.6	33 8.9	135 12.2
30—45	50 52.1	36 23.7	18 14.8	33 9.2	18 4.8	155 14.1
45—60	10 10.4	14 9.2	22 18.0	22 6.1	13 3.5	81 7.4
60—80	5 5.2	12 7.9	13 10.7	21 5.9	8 2.1	59 5.1
80—100	1 1.0	5 3.3	6 4.9	11 3.1	3 0.8	26 2.4
100 以上	... 0.0	... 0.0	2 1.6	13 3.6	7 1.9	22 2.0
計	96 100.0	152 100.0	122 100.0	358 100.0	374 100.0	1102 100.0

80.2

71.2

48.4

42.7

31.6

46.7

ットからややそれを上まわるものに相当する30エーカーから45エーカーの部分で、52%を占めており、これがまた、この県での土地保有の支配的規模⁹⁾であることがわかる。表出の10マナのなかに2.5エーカー以下の保有者10人のマナが1つあって、これを別にすれば、10エーカー以下の保有者は9マナでたったの3人であり、他方60エーカー以上の保有者はわずかに6人、100エーカーを超えるものはひとりもない。概して¹⁰⁾、「非商業的・非工業的な北部辺境の地」¹¹⁾ノーサンバランドは、土地保有の整一性の点で特徴的であり、この点でも中世的情况のおもかげを濃厚にとどめている¹²⁾。これと対照的なのは、「無数の商業的紐帯で大陸に結びつけられていて、織元が市場を失えば飢えることになる」¹³⁾東部のノーファクとサファクである。この2つの県では、支配的規模は31%を占める5エーカー以下であり、かのノーサンバランドでの支配的・標準的規模である30エーカーから45エーカーの部分は、ここでは5%に満たず、かすかにその痕跡をとどめるにすぎない。概して土地保有の規模は小さいが、他方100エーカーを超えるものが2%ある。ノーファクとサファクでは、土地

ナでは、半ヴァギットが12エーカー、ヴァギットが23エーカーであった (*Pembroke Surveys*; Tawney, *op. cit.*, p. 74.)。1452年のサリの Malden マナでは、16エーカーが標準規模であった (*Merton Documents*; Tawney, *op. cit.*, p. 68.)。1556年のスタフアドシアの Barton マナでは、24エーカーが1ヴァギットでかつ標準規模であった (*R. O. Rentals and Surveys*, Gen. Ser., Portf. 19, No. 7, f. 79-87; Tawney, *op. cit.*, p. 67.)、等々。トニーニによれば、13世紀に、1ヴァギットは、ほぼ25エーカーから40エーカー、2分の1ヴァギットは、12エーカーから15エーカー程度であったようである (*ibid.*, pp. 61-62.)。ここではこれを一応の目安としている。

9) *Ibid.*, p. 63.

10) *Ibid.*, p. 64.

11) *Ibid.*, p. 66.

12) ここでの整一性というのが文字通りの均等性の意味でないこと、注7)であらかじめ断っておいた通りである。かつての中世的标准規模の1つが支配的規模をなし、それをとりまくそれぞれの準・標準規模の各群からなるような、整一的事態である。「この県〔ノーサンバランド〕では検討したマナの全部に、実際、ある規則正しい標準的土地保有が16世紀に存在していて、それは、マナによって30エーカーから45エーカーまでの違いはあるが、同じマナで違うことはめったにない。」「北部には、ある経済的平等のようなもの、一定の標準面積の土地をもつテナントの各群からなるある固定装置のようなものが存在しているが、そもそもこうしたものは、およそ中世の検地記録でまず印象づけられるものの1つである。」*Ibid.*, pp. 64, 66.

13) *Ibid.*, p. 66.

保有の整一性はすっかり失われている。

いま、小農民経営の条件をとにかくも満たしうる標準保有規模として、やや広く、ほぼ2分の1ヴァギットから1.5ないし2ヴァギットまでに相当する4つの欄でとれば、この意味での標準保有規模を保っている慣習土地保有農の比率は、表示のとおり、北部、西部、中部、南部、東部の順であざやかな遞減傾向を示している。それは、全国平均ですでに50%を割っているが、なお47%近いかなりの比率を保っている。北部と西部、とくに北部では、80%とその比率は圧倒的であり、ここでは旧体制はなおしばらく安泰である。東部では、それははるかに低く32%で、これでもなお相当の比率ではあるが、ここでは旧体制はより死期に近い。ほぼ全国平均を前後する南部と中部が、東部のあとを追っていて、北部と西部の明日を暗示している。¹⁴⁾

こうして、さきの慣習土地保有農の比重の遞減傾向とならんで、標準保有規模の潰滅傾向の点でもまた、土地所有の旧体系は、確実に、いやおうのない壊滅の途を辿りつつある、ということが出来る。それと同時に、わたくしたちはここで、1つの重要な事実を、確認することができるし、またしておかねばならない。すなわち、16、7世紀のイングランド農村の情況は、地方により県により、そして恐らくはマナによって¹⁵⁾、旧体制壊滅の点で著しくその程度をことしつつ同時存在する諸情況から構成されていた、という事実である。

(c) 慣習保有地の私有地化の2つの傾向——その1・定期借地への転換

農民保有地の情況にあらわれた旧体系壊滅の徴候の第3は、慣習保有地に代わる定期借地（と領主自己経営地）部分——事実上の領主私有地部分——の拡大の傾向である。さきに見た慣習土地保有農の比重の低下は、これとかがわっていたのであって、この傾向はいわば、すでに確認した領主自由土地保有の土

14) 第20, 21の両表からおおよその試算をすれば、標準保有規模をもつ慣習土地保有農が総農家戸数に占める比率は、以下のとおりである。ノーサンバランド78.9%, 西部59.8%, レスタニア23.3%, 南部30.8%, 東部17.2%。旧体系の底辺の情況を示すものとしては、この数字のほうがより実相に近い、といえるかもしれない。

15) *Ibid.*, pp. 51 ff. とくに pp. 64-71. の個別マナにかんする豊富な例証を見られたい。

地私有への傾斜の、農民保有権の領域での貫徹であり、その当然のあらわれであった。

さきの第19表は、土地保有数の集計であって保有態様別面積を表示するものでないため、この動向を知る統計の手がかりとはならない。わたくしたちが手にしうるややまとまった数値は、わずか16のマナにかんするものであるが、総面積に占める本領地の百分比を算出したトーニーの数値¹⁶⁾である。それによれば、本領地が総面積の50%を超えるものが、16マナ中11と多数を占め、70%を超えるものだけで8、なかに100%のマナが2つある。ここではまた本領地は、それが56.6%を占める1マナで「領土の手に」あるほかは、すべて定期借地になっている。中世にあっても本領地がマナ面積のなかばを超えることはめったになかった¹⁷⁾ことからすれば、少くともこれら11のマナでは、定期借地（と領主自己経営地）部分の拡大が、かつての慣習保有地（と1部の荒蕪地との）犠牲において、進行したものと推定して、恐らくあやまりないだろう。実際、農民保有権の観点からいえば、この時期は、まさに「贍本土地保有と定期借地との闘争」の時代であり、しだいに後者の制覇へと向いつつある時代であった¹⁸⁾。慣習保有地の領主私有地への編入のこの動きは、旧土地所有の重層体系を、領主自由土地保有の土地私有への一元化によって解消していく傾向にはかならない。

(d) その2. 保有の土地私有への傾斜

第4に、同じく農民保有地の私有地化の方向を指すものでありながら、これと対照的な意義をになう、旧体系壊顔のいま一つの・より根底的な徴候は、慣習土地保有そのものの土地私有への傾斜である。この動向は、旧体系の土台の

16) *Ibid.*, p. 259, Table XII.

17) *Ibid.*, p. 259.

18) 「法律上の観点からいうと、この時期の大きな特徴は、贍本土地保有と定期借地との闘争である。…16世紀のはじまる以前には、定期借地は、領主本領地と荒蕪地からの切りとり地とでは、たしかに一般的であったが、慣習土地保有農の土地にかんするかぎり、例外であった。16世紀の終る頃には、…もともとマナ裁判所記録の贍本にもとづいて保有されていた多くの土地が、定期契約で借地されるに至っている。」*Ibid.*, p. 1.

全体を権利の次元において壊滅させるものであるだけに、重く、じっくりと、不気味に動いていく底流をなしている。さし当り土地保有の状況に視野を限定したここでは、この動向の目に見えたあらわれは、農民相互間の土地保有の夥しい移転、トニーのいわゆる「農民間土地市場 a land market among the peasants」¹⁹⁾の展開であり、その過程で、たんなる土地保有の移転が、事実上、商品(土地私有権)としての土地保有の流通へと、漸次その性格をつよめていく傾向である。さきに確認した土地保有の整一性の消滅傾向がすでに、長期にわたる農民のあいだでの小規模な土地保有の無数の移転のもたらした結果をぬきにしては、語ることのできないものであった。

当該の時期における農民間土地市場の状況の一端は、たとえばノーファクの Forncett マナの事態に見ることができる。15世紀の初めから16世紀の中葉までの同マナの不動産譲渡 conveyance の記録を追跡した デーヴンポート 女史の集計²⁰⁾によれば、わたくしたちの対象に近い1536年から65年までの30年間で、譲渡件数は505件をかぞえる。もちろん譲渡には相続等が含まれるから、それらのうち「売買」と判別できる数を一部の年度について例示したのが、第22表²¹⁾である。1551年から1560年までの10年間に、譲渡件数197件中98件が「売買」であり、うち80件は5エーカー以下の小土地であって、まさに「農民的な」土地市場の活況を思わせるものである。しかし同時に、5エーカーを超える18件のなかには、10エーカーから20エーカー7件、20エーカーから25エーカー2件、50エーカー以上2件といった「かなりの規模」の土地をも含んでいるのであって、概して、「異常に活発な土地市場」を示した15世紀初頭と比べて、件数こ

19) *Ibid.*, p. 72.

20) Davenport, *The Economic Development of a Norfolk Manor*, Appendix XII: Number of Conveyances Annually.

21) *Ibid.*, p. 79, n. 2. および Appendix XII. より作成。なお、ここで売買とは、貨幣による対価の支払いを伴った土地譲渡をさすデーヴンポート女史の用語にしたがったものである。一般的には、こうした用語法には、便宜として、異論はない。しかしわたくしがこれに「」を付したのは、こうした売買を、語の厳密な意味での土地(私有権)の売買と区別することが、ここでのわたくしたちの論点にとってとりわけ必要だからである。

第22表 I フォーンセットにおける土地「売買」

年 度	譲渡件数	「売 買」	平均面積
1406—10	181	103	1½ エーカー
1491—95	116	79	2½
1551—55	64	32	4½
1556—60	133	66	5

II 「売買」の規模

規 模 \ 年 度	1401—10	1551—60
5 エーカー以下	207	80
5 — 5½	12	1
6 — 10	3	6
10 — 20	3	7
20 — 25	0	2
50 以 上	0	2

そ下まわるが、1件当たり平均面積の点で、著しい増大の傾向が見られること、表の語る通りである。もちろん、1565年時点で、土地保有農民数175人、マナ内保有地総面積2,660エーカーという同マナの規模²²⁾からすれば、たしかにこれらの土地「売買」はまだ「ささやか」で「じっくり」とした動きであって、これを過大視してはならないこというまでもない。しかし、とにかく10年間に、保有農民数を上まわる延200人近い農民が、保有地総面積の17%から19%に匹敵する延450エーカーないし500エーカーという土地の「売買」にかかわったという事実は、この期における農民間土地市場のたしかな展開を、証明して余りある、ということができよう。

第23表²³⁾は、同じことを個々の農民の側から確認しておくための1例として、

22) *Ibid.*, p. 85 and Appendix VI: Landholders in Fornsett vill and Tenants of Fornsett Manor, 1565. マナ内総面積ととくに断ったのは、同マナの175人がフォーンセット村内の他のマナに保有する土地2,046エーカーの存在を考慮したためである。

23) Tupling, G. H., *The Economic History of Rossendale: Remains Historical and Literary connected with the Palatine Counties of Lancaster and Chester*, Chetham Society, Vol. 86 New Series, Manchester, 1927, Appendix H. より抽出作成。原表には、物件の詳細、売り手と買い手の氏名が記されている。Gartside については, *ibid.*, pp. 53, 56. をも見よ。ま

第23表 F. Gartside の土地取引 (ロッセンデール)

No.	物件 (贍本保有地代)	取得年(価格)	譲渡(還付)年
1	(荒蕪地 1 ルード) s. d.	1547 (£ 10)	
2	2 0	1548 (£ 9)	
3	1 9½	1549	
4	(49エーカー)	1549	
5	4	1556	
6			
7			
8	3 4	1557	1557
9	4 0	1557	1558 (一部)
10			
11			
12	4	1559	1564
13	15 1½	1561	1569 (一部)
14			
15	3 0(?)	1557	1567
16	2 1	1557	1567

付記: Francis Gartside の土地保有 (1579年)

土地 59エーカー 1¼ルード, 家敷 3, 小屋1, その他の建物。

うち, 土地5エーカー3ルード, 家屋 2, 小屋1を3名に貸し出し。

ランカシアのロッセンデール Accrington マナの農民 Francis Gartside の土地取引にかんする記録を要約したものである。1547年から61年までの14年間に、計16件の贍本保有地物件を取得し、57年以降69年までに、うち8件を譲渡している。部分的にしる面積のわかる13件のうち、最大が1549年取得の土地49エーカーであり、他はすべて10エーカー以下である。結局 Gartside は、1579年の死去の時点で、右の49エーカーを中核として土地約60エーカーと屋敷その他とからなる、さきの標準規模でいえばその上限をやや上まわる土地財産を保有するに至っている。

農民間土地市場は、確実に展開されつつあった。ではそれが、旧体系および

た同じ Accrington マナの農民 John Nuttall の土地取引の詳細が Appendix G. に掲げられている。ロッセンデールでの農民間土地市場の状況は *ibid.*, pp. 70 ff. にくわしい。

農民保有権とのかかわりでもった意味は、なんであったか。この点で、わたくしたちは、往々にしてみられる混乱をさけるために、(1)旧体系の内部における土地保有の移転そのもの、(2)移転の社会的進展のなかで土地保有がはらむ土地私有への傾斜、(3)この傾斜にそって土地保有が現実には土地私有に転化すること、のこれら3つの事柄のもつ意味が、本質的にちがうことに、十分留意しなければならない。

慣習土地保有の移転 transfer は、慣習的に確立された不動産譲渡 conveyance として、マナ裁判所における譲渡人 transferor による還付 surrender と譲受人 transferee の保有にたいする領主またはその執事による承認 admittance の形式をとって行なわれた²⁴⁾。マナ裁判所記録にあらわれた土地譲渡にかんするトニーの検討結果によれば、13世紀末以前でさえ、土地が、譲渡と貸し出しとの双方で、かなり急速にその所有者をかえつつあるのを見るのは、決して珍しいことではない²⁵⁾。農奴制下にあっても、必要な単位の賦役を維持することが保障されるかぎり、土地の譲渡は、かならずしもマナ体制と矛盾するものでなかったのである²⁶⁾。マナ経済の支柱としての賦役がすでに過去のものとなり賦役と土地保有との結びつきが基本的に失われて久しい当該の段階には、なおさら、権利の点でマナの慣習にそくして、かつ慣習の命じる義務の履行が確実に見込まれるばあい、(したがって領主と農民のあいだに系争問題がないかぎり)で、一般に譲渡そのものは、いわば自動的に慣習的形式を通過したのであって、その途上でマナ当局の反対に出会うことはなかった²⁷⁾。こ

24) Holdsworth, *An Historical Introduction to the Land Law*, pp. 118-119.

25) Tawney, *op. cit.*, p. 78.

26) 農民間土地譲渡の観点から見たマナ体制・村落共同体・土地保有および賦役の関連について cf. *ibid.*, pp. 75-80. 1例を挙げておこう。1282年にクロンダル・マナの農奴 Richard Wisdom が土地保有を放棄し、後者は10人の農奴によって分けられた。その記録は、たとえばこうである。「Hugh Sweyn は、領主に15ペンスを納めることにより、Richard Wisdom のもとの保有地のうち2エーカー2分の1の耕地を保有しうものとする。……賦役にかんする保証人は、Gilbert Sweyn ならびに Roger Carter である。」*Crondal Records*, pp. 152-153, Court Roll of 1282, quoted in Tawney, *op. cit.*, p. 79. n. 2. 最後の1句が重要である。

27) 「われわれの目にする多くの1件記録から見てもまちがいないのは、買い手なり借り手なり

のかぎり、慣習土地保有の譲渡は、「自由」だったのである。しかし、この意味での「自由」な農民間の土地の譲渡が、ときにわが国で示唆されているような自由な農民的土地所有の事実上の成立の1指標などではなく、まだけっして、語の厳密な意味での商品としての土地の譲渡（土地私有権の売買）でなかったこと、言うまでもない。むしろ、当該の土地の自由土地保有権が領主にあるのは自明であったからこそ、諸義務を負う下級（隸農）土地保有権の移転としての慣習保有地の譲渡は、それだけかえて「自由」に手軽にかつ安価に行なわれえた²⁸⁾、というのが、旧体系の内部での土地保有の移転そのものがもったまぎれもない一面だったのである。

しかし、この一面を見落すことと同様に、それを固定化することもまた、あやまりである。他面では、さきにその一端を見たような対象たる時代における農民間の土地取引の盛行のなかで、慣習保有地の頻繁な譲渡が、文字通りの商品としての土地の流通へと、しだいにその傾斜をつよめていくことになるのもまた、避けがたい趨勢だったからである。「過程が余りにも速く進むものだから、テナントたちは、自分で土地をまるでわがもののように取引していても、本当は領主のものであって、領主の許可なしに土地を譲渡して、その土地に領主が期待する地代や奉仕を危うくするようなことをしてはならないのだ、ということ、忘れてしまっている」というのが、ときに漏らされるマナ当局者の、次に出る行動の決意を秘めた、怒気を含んだ感懐であった²⁹⁾。実際、慣習土地保有の隸農的諸条件がいちばん物を言う部面の1つは、ここ——土地の相続・「売買」・賃貸、総じて土地譲渡の部面——であったから、譲渡の盛行を通じての慣習土地保有の土地私有への傾斜は、当然隸農的諸条件の形骸化が少くと

が当該の土地を経営してその義務を果たしていけるだけの實力をもっていると、執事が判断すれば、大ていいつも、認可が与えられている、ということである。」 *Ibid.*, p. 85. トーニーはここに、「土地が持ち手をかえるばあい『保証人 sureties』として2名の名前を記載することの意味はこれである」と注記している。

28) *Ibid.*, p. 86. なお n. 2 に引かれた Hasbach の所見 (*A History of English Agricultural Labourer*, pp. 72-73) をも参照。

29) Tawney, *op. cit.*, p. 85 and n. 1.

もその軽減への、農民の側からのつよい圧力として、現われてこざるをえなかった。この点は、たとえば、1563年にハーファドシヤ Bushey マナの20人の膳本土保有農が、領主の審問に応じて述べた次の申し立ての中にあざやかに示されている。

「第1条。いかなる膳本土保有農も、2つの膳本土保有を占有したまま死亡したとき、相続上納物 heriot を1つ分以上支払ったことはない。

「第2条。領主は相続上納物として次善のものを取得し、相続人が最良のものを取得すべきである。「第3条。膳本土保有を還付する膳本土保有農は、臨終の際をのぞいて、相続上納物を支払うべきでない。「第4条。保有更改料は、1年分の地代を超えない。「第8条。膳本土保有農は、保有地を3年間領主の許可なしに譲渡してよく、領主はそれにたいしてなにも取得できない。「第9条。テナントは、マナの内外いずれにおいても譲渡してよい。「第10条。われわれは、誰の土地についても残らず承知しているわけではないという点について、責めを負うわけにいかない。」³⁰⁾

これが、すでに確立された慣習であったかどうかは、わからない。しかし、どうやら領主が今まさにそれを問題視しようとしているらしいこと、他方農民たちが、隷農的附帯条件の軽減・形骸化と土地譲渡のより大きな自由とを、いささか威嚇的で居直り的な姿勢のほの見える言辞をまじえながら、確保しようとしていることは、まちがいない。後者をつき動かしているもの、それはまぎれもなく土地保有の土地私有への傾斜である。だがそれはまだ、土地私有への現実的転化ではない。

(e) ウィグスタンにおける土地諸関係の変遷——土地保有権をめぐる農民利害と領主利害

慣習土地保有の土地私有へのこうした傾斜が、当該の時期には、いかに切迫した現実性を帯びるに至っていたか、土地保有にかんする農民利害と領主利害

30) MSS. Court Rolls of the Manor of Bushey, quoted in Tawney, *op. cit.*, pp. 126-128 より抜粋。

の、権利次元でのぎりぎりの対決点が、どこにしばられていったか、こうした点を、如実に示している好個の包括的な1例は、16世紀の中葉から17世紀の初頭にかけての、レスタシのウィグスタンにおける、土地諸関係の変遷をめぐる状況である³¹⁾。少しく詳細に立ちいることで必要な論点の検証をこころみておおう。

ウィグスタンは、レスタ市の東方4マイルに位置する県内最大規模の村の1つであった³²⁾。ドウムズデイの時点ですでにソークマン sokemen とその保有地が高い比率を占め³³⁾、12世紀の後半以来所有権の点で2つのマナに分割されてきたが、それぞれのマナの土地は独立した領域を形成することなく、村内3つの耕圃に混在したまま存続してきた³⁴⁾。16世紀の中葉には、総面積944エーカーのうち、711エーカーが Turvile マナ (県内 Normanton 在 Turvile 家所領)、1,040エーカーが Oxford マナ (オクスフォード伯 Vere 家旧所領) に属し、これらの計1,751エーカー (総面積の59.5%) はすべて、旧本領地 berry land と旧農奴保有地 bond land とからなる膳本保有地であった。のこりのうち927エーカー (総面積の31.6%) が、農民自由保有地であり、173エーカーがウィグスタン慈善院 Wyggeston Hospital 領、100エーカーが教会牧師録 rectory glebe であった³⁵⁾。同地の土地保有農民数は、(小屋住農の大多数を除いて)、自由土地保有農約20戸、膳本土地保有農約40戸で、両者のなかに自由土地保有農でかつ膳本土地保有農であるものが一部見込まれるから、総じて50戸をやや上まわる程度と推定される³⁶⁾。これが、変化前のウィグスタンにお

31) Cf. Hoskins, W. G., *The Midland Peasant: the Economic and Social History of a Leicestershire Village*, London, 1957. ウィグスタンについては、飯沼二郎・富岡次郎『資本主義成立の研究』未来社、1960年、第3章に「自治的村落共同体」成立の事例としての紹介がある。また堀江英一編『イギリス革命の研究』青木書店、1962年、武揚夫稿第2章4のII参照。

32) Hoskins, *op. cit.*, Introduction, xiii, p. 86.

33) 1086年の住民構成は、農奴32戸、自由人37戸(ソークマン31, ナイトおよびフレンチマン6), 家内奉公人または小屋住12人であり、村内の土地の40%が自由保有地であった。*Ibid.*, p. 29.

34) *Ibid.*, p. 62.

35) *Ibid.*, pp. 96, 98, 110-111.

36) ウィグスタンの住民数は、1524年に67戸、1563年に80戸、1605年に130ないし140戸と推定されている(*ibid.*, pp. 143-144, 171.)。うち土地保有農民がどれだけであったかの確定は、むづかし

ける土地諸関係の概況である。

単一の村落共同体内での分割された領主権の存在、その結果としての個々のマナ権力からの共同体運営の自立³⁷⁾、自由土地保有農と農民自由保有地の（混在地制下での）大きな比重、不在領主制、とりわけ Oxford マナにみられた領主の目まぐるしい交替³⁸⁾、総じて領主権の相対的弱体、こうした諸事情が、当該の時期にあっては、共同体慣習に依拠する土地保有の、土地私有への傾斜を著しく助長する条件となったことは、疑いない。その指標の1つは、ここでも農民間土地取引の盛行であって、16世紀の初頭以来その展開が確認されるが、とりわけ1570年代から土地市場の「爆発的活況 a remarkable outburst」が見られ、市民革命の勃発まで衰えることなく続いている³⁹⁾。実際、ホスキンス

い。ホスキンスは、各種の史料から推定して、17世紀初めの自由土地保有農として21戸の姓を挙げている (*ibid.*, pp. 111-112.)。他方、1586年の Turville マナの購入者中10人は、贍本土地保有農であったようである (*ibid.*, pp. 101-102.)。また、1588年の Oxford マナでの訴訟に参加した31人全員が贍本土地保有農であった (*ibid.*, p. 104.) から、これらをすべて戸主とみなして単純合計すれば、1580年代の贍本土地保有農は、41戸ということになる。さらに、1606年の Oxford マナの売却にかかわった27人は贍本土地保有農であり (*ibid.*, pp. 113-114.)、これを、まえの10人と、重複と推定されるものを除いて合計すれば、34戸という数値がえられる。このいずれにもさきの自由土地保有農の姓と同姓のものが含まれるが、実際に自由土地保有農でもあったものを確定する手がかりはない。

37) *Ibid.*, pp. 63, 97.

38) Oxford マナは、1513年に、第13代オクスファード伯の没後、甥によって相続され、1526年の同人の没後、2人の姉妹の結婚により、一半はサファクの Wingfield 家、他の一半は第3代ラティマ卿 John Nevill のものとなった。後者はさらに、1577年の第4代ラティマ卿の没後、娘 Elizabeth との結婚によって、ウィルトシアの Sir John Danvers of Dauntsey の手に渡り、1585年に、同人が他の一半を Wingfield 家より買収して、40年間2分されていたマナを統一し全体の領主となった。*Ibid.*, pp. 102-103.

39) 1570年代以降の土地市場の「爆発的活況」の一端は、第24表 (*ibid.*, pp. 116. より作成) によ

第24表 土地取引 (ウィグスタン)

年	譲渡 fine 数	年	譲渡 fine 数
1558—69	0	1590—99	9
1570—79	7	1600—03	4
1580—89	25	計	45

っても知られる。このかん土地取引で主に役割を演じたのは、8家族（ジェントルマンにして新来者1、自由土地保有農4、贍本土地保有農3）であり、1家族を除いてすべて在村の農民であった。取引の規模は、多くが20ないし40エーカーでかなり大きく、1—2エーカーの小地片も多数含んでいるが、まれには120エーカー、80エーカーといった例が見られる。*Ibid.*, pp. 117-121.

によれば、ウィグスタンでは、農民たちは領主の「したたかな対抗者 tough opponents」であったし、マナは「16世紀の土地所有者の目で見れば、全くその価値を割っていた」のである⁴⁰⁾。

土地諸関係の変化の予兆ともいうべき第1段は、1558年と77年のあいだのある時点に、Oxford マナの時の領主 John, lord Latimer が、2人の慣習土地保有農を大法官府裁判所 Court of Chancery に告訴したことではじまった。領主側は、当該農民の保有する地片は旧本領地の一部であると主張し、農民側は、旧本領地もマナの慣習にもとづくマナ裁判所の膳本による保有地であって、旧農奴保有地における膳本保有地同様マナ裁判所において誰にでも譲渡可能なものである、と反論した⁴¹⁾。ここには、農民側が、共同体の慣習による膳本土地保有のつよい権利保障を、旧本領地にまでとにかくも一律化してきた、という事実が語られている。他方領主側の意図が、旧本領地の土地保有を、慣習による保護の埒外に置いて、かの領主の意志によるたんなる任意土地保有の位置に引きもどすことにあることが、示唆されている。訴訟の結末は不明であるが、いずれにしろ紛争はつづき、しだいに緊張の度をたかめていく。

こうしたなかで、変化の第2段が生じた。1586年に、Turville マナの領主 Sir Henry Turville が、16世紀後半に領主的諸層の一半をとらえていた窮迫に加えて、この「したたかな」農民を相手に「中世的水準の慣習地代 customary mediaval rents を上げることも、もっとうま味のある定期借地 more profitable leasehold に切り換えることも不可能」なまま、領主権の放棄を決意するに至ったのである⁴²⁾。86年から7年にかけて、Turville マナの土地の全部に当る膳本保有地711エーカー（23ヴァギット）の自由土地保有権が、主として在村農民からなる16人の手に、最大120エーカーから最小20エーカーまでの規模で、売り渡された⁴³⁾。その結果、村内膳本土地保有農約40戸のうち少

40) *Ibid.*, pp. 99, 104.

41) P. R. O. Chancery Proceedings, Series II, 1558-79, quoted in Hoskins, *op. cit.*, p. 104, n. 2.

42) *Ibid.*, pp. 98-99.

くとも10戸が新たに自由土地保有農に転化し、農民自由保有地は一挙に総面積の55.6%に拡大して、ウィグスタンのマナ体制と領主権の一角は、確実に崩壊した。この事態が、次の変化の第3段における農民側を大きく鼓舞したことはまちがいない。

Turville マナの崩壊からこえて翌1588年にははやくも、Oxford マナの膳本土保有農31人全員が、8人の代表を選んで、1585年にマナの全体をわがものにしたばかりの領主 Sir Henry Danvers とその妻を、慣習無視のかどで、大法官府裁判所に告訴するに至った⁴³⁾。訴状と訴答に窺われる双方の主張はこうである⁴⁵⁾。

》農民の主張《(1) ウィグスタンの慣習によれば、膳本土保有農の保有態様は、定額保有更改料つき相続膳本土保有権 *copyhold of inheritance with fixed entry fine* である。旧農奴保有地・旧本領地とも、記憶を絶した往時より、マナ裁判所記録の膳本により保有されてきた。(2) 保有更改料は年地代の4分の1、地代は、1ヤードランド当り、旧農奴保有地で13シリング4ペンス、旧本領地で10シリングである。(3) 膳本土保有農は、その土地保有を、自由土地保有同様に、マナ内外の誰にでも、マナ裁判所において譲渡することができる。また(4) 開放耕地内の膳本保有地を囲いこみ、収穫際 *Lamas Day* まで個別に保持する権利をもつ。

》領主の主張《(1) ウィグスタンの膳本土保有農は、旧農奴保有地においてさえ相続単純封土権 *an estate of inheritance in fee simple* をももたず、生涯権 *an estate for one life* をもつにすぎない。(2) 保有更改

43) 購入者の一覧は、*ibid.*, pp. 101-102, *Purchasers of Turville lands in Wigston, 1586-7*. に与えられている。16人中各自120エーカーを入手した上位2人と、70エーカーを共同購入した2人のうちの1人と計3人が、この年または数年前に入村した「新来者」であった。自由土地保有農は3人(30エーカー購入2人、20エーカー購入1人)である。上限20エーカーという販売単位は、当然それに手のとどかなかったかなりの数の下層農民を切りすて、代って「新来者」の参入があったものと思われるが、詳細は不明である。

44) *Chancery Proceedings in the Reign of Elizabeth*. [(P. R. O. C. 2/W. 12/no. 60.) quoted in Hoskins, *op. cit.*, p. 104.]

45) *Ibid.*, pp. 105-106. より要約。

料は、定額でなく領主の恣意によるものである。(3) 旧本領地の譲渡は、領主の意志によってのみ可能であり、およそ膳本保有地の譲渡は、ベイリフの面前で行なわれないかぎり無効である。無許可での1年を超える保有地の賃貸しは違法である。(4) 膳本土保有農は、相続不動産権 *estate of inheritance* をもたないがゆえに、保有地囲いこみの権利をもたない。

ここで、農民側の要求にみられるのは、あの Bushey マナについて確認したのと同じ、土地保有の隷農的諸条件の拒否と、土地私有への強烈な志向である。それが、定額保有更改料つき相続膳本土保有権と、自由土地保有同然の譲渡可能性との、この二点の確保に、ぴったり照準がかわされていることに注目されたい。相続膳本土保有権と定額保有更改料との組み合わせこそは、少くとも法の次元では、慣習土地保有のなかの最良・最強の保有態様であったこと、すでに前稿に見た通りである。慣習地代が実際に低額に固定されており⁴⁶⁾かつ現実的力関係上の優位が農民側にあるかにみえるウィグスタンの状況下では、それは、自由土地保有にごく近接したものとしての意味をもちえていたにちがいない。そのうえ、ここではそれが旧本領地にまで敷衍されている点で、「並はずれた権利拡大の志向」⁴⁷⁾を示しており、さらにそれは、囲いこみの権利にまで及んでいる。

他方、領主側の訴答は、農民側の要求にたいするたんなる拒否ではない。まず文言に見るがぎりでは、それが、旧本領地はもとより旧農奴保有地についても、土地保有をすべて、領主の恣意による保有更改料を負担する生涯膳本土保有またはそれ以下の、隷農土地保有に位置づけるものとして現れている点に、注目願いたい。わたくしたちは、すでに、これが同時に領主意志にたいする土地保有の対抗力の剥奪であり、恣意的地代の前提であり、そしてなによりもかの慣習保有地の定期借地への転換にとって権利上必要な条件であることを知っている。相続不動産権者でなければ囲いこみの権利なしとの主張も、それが農

46) 農民の主張にみられる地代額は、少くとも1467年のマナ裁判所記録にまでさかのぼることができる。*Ibid.*, p. 107.

47) *Ibid.*, p. 107.

民の囲いこみを含めて囲いこみ一般を必らずしも否定するものでなく、むしろマナ当局の目からは唯一の相続不動産権者たる領主だけが、相続不動産権なき隷農保有地たるマナ内の土地を囲いこむ権利をもち、あるいは囲いこみを認否する権利をもつ、との立場を含意するものであること言うまでもない。実際 Sir Henry Danvers は、「全くその価値を割っていた」このマナのなかばを、3年前に、「1580年代の高騰した価格」で購入しているのであり⁴⁸⁾、農民側の告訴理由もはかならぬ領主によるマナ慣習の無視にあったのであって、領主側の訴答の背後にある意図は、明白であった。

要するに、領主自由土地保有の土地私有への傾斜、その農民保有権の領域での貫徹が、まず必要な前提として、権利の次元ではさしあたり、土地保有の隷農の諸条件を、したがってまた領主—隷農（の権利・義務）関係そのものを、維持・復活・強化せんとする領主側の志向として現れているのである。隷農土地保有の廃絶が確保か、いずれも土地私有への傾斜に促迫されて表明されている土地保有をめぐる権利次元での農民利害と領主利害の死活的対決点が、さしあたりこの一点にしばられつつあることを、右の対立は示している。しかも、ホスキンスによれば、当該の系争事件そのものは、けっして例外でなく、その大綱において、「当時イングランド全土にわたって領主と農民のあいだに進行しつつあった広汎な闘争のありふれた諸特徴をそなえた」1例にすぎなかった⁴⁹⁾。

事件は、告訴の年の11月14日に、大法官府よりむしろコモン・ローの法手続きになじむものとして却下され、レスタの巡回裁判所に回付されたが、結果の記録は残されていない⁵⁰⁾。しかしいづれにしろ、ここに惣村規模での膳本土地保有農の結果をもって示された土地保有の土地私有への接近の志向が、たんに一時的なものでなく、粘りづよく頑強に持続しつよい切迫の度を加えて

48) *Ibid.*, p. 106.

49) *Ibid.*, p. 106.

50) *Ibid.*, p. 108.

いく底流であったことをぬきにしては、18年後に訪れたウィグスタンの土地諸関係の変化の終幕について語ることはできない。1606年に、Oxford マナもまた Turville マナのあとを追うに至ったのである。この年7月、領主 Henry, Lord Danvers of Dauntsey と、在村の贍本土地保有農たちとのあいだで、後者が「その贍本保有農地・小屋ならびに水車の、相続権をふくむ自由土地保有権 the freehold and inheritance を、『附属のすべての旧来の慣習権』とともに、買いとる」ことで、合意に達した⁵¹⁾。総計32.25 ヤードランド1,040エーカーの土地の全部が、いったん4人の受託人（自由土地保有農にして局外者1、自由土地保有農でかつ贍本土地保有農2、贍本土地保有農1）の手に引渡され、この3人を含む計27人の贍本土地保有農のうち20人が、各自3.25ヤードランドから0.25ヤードランドまでの幅で、計30ヤードランド約960エーカーの土地の自由土地保有権を取得し、7人が、受託人によって、のこり2.25ヤードランド約80エーカーの土地・家屋・小屋に、借地権を保障されることで、決着をみた⁵²⁾。結局これによって、新たに20人の贍本土地保有農が自由土地保有農

51) *Ibid.*, p. 108.

52) 購入者および借地権を保障されたものの一覧は、*ibid.*, pp. 113-114. に与えられている。受託人の1人 Walter Chamberlain は、購入に参加していない。Chamberlain 家は、1525年の臨時課税でも村内最高額を負担しており（*ibid.*, p. 143.）、共同体の指導的地位にあったものと思われる。いま1人 Thomas Law はジェントルマンで、贍本保有地の保有者でもあったものと推定される。同人の名は購入者名簿に見えないが、2ヤードランドを購入している William Law は、その直接の系累であったと見てよい。1ヤードランドは32エーカーであった（*ibid.*, p. 109, n. 1）から、購入額の最高は104エーカー1人、他は80エーカーから最低8エーカーまでである。非購入の7人に借地権が受託人によって保障されたこと、土地抵当による信用措置が構えられたこと（*ibid.*, p. 109.）など、下層農の切りすてを回避することに配慮されている点で、直接的な対領主闘争を背景としなかった Turville マナのばあいとのちがいがみられる。但し「借地農」のなかにも、36エーカー1人、16エーカー2人といったものが含まれており、一概に下層とのみは断じられない。2つのマナの売却に共通した銘記すべき点の1つは、それが、より多くの資力を、したがってまた恐らくはよりよく経営する能力をもつ農民の手に、より多くの土地が渡る結果となっていることである。この点は、誤解されがちなことであるが、けっしてこれらの土地処分の欠陥や弱点であったのではない。むしろ逆に、それらが経済的進歩の縁にそったものであったことを示すものである。またそれは、「無償」でなく売却によったことの結果でさえない。このばあいありえないことであるが、かりに無償であったとしても、配分は、すでに存在する農民のあいだでの土地保有規模の実勢による以外にありえないこと、いうまでもないからである。

の列に加わり、その結果ウィグスタンでは、謄本土地保有は完全に一掃され、慈善院領と牧師禄を除いて⁵³⁾、ほぼ全土が農民自由保有地に一元化された。マナ体制と領主権は、ここに最後の的に消滅するに至ったのである。これが、ウィグスタンにおける土地諸関係変化のさしあたりの到達点であった。

一般に、自由（普通）勦奉仕保有態様 free (and common) socage をとる農民の自由土地保有が、国王—（中間）領主関係に拘束された領主自由土地保有よりも、すぐれて土地私有とみなしうることは、すでに確認した。ここウィグスタンでは、慣習土地保有の土地私有への傾斜は、現実には、土地私有に転化することに結果した。旧土地所有の重層体系は、農民保有権の私有権への一元化によって、ここではその根底において解体された。それとともに、領主的土地所有権の私有権への一元化の方向は、領主自由土地保有（領主権）そのものが消滅したことで、その途を閉されるに至った。まことにウィグスタンにおける土地諸関係の変化は、その質の点で、旧体系にとって根底的に変革的なものだったのである。それは一箇の「ウィグスタン革命」とも呼んでよいものであった⁵⁴⁾。

だが、もとより旧体系はすぐれて国家政体の根幹にかかわる全機構的なものであって、量的には、これはたんなる例外であり、局地的な1エピソードにすぎなかった。というのは、ウィグスタンの変化が、すでに見たとおり、実際にこの村の諸情況の例外的な組み合わせの特定の時点にもたらされた結果であった、ということだけではない。それは、旧体系にとっての根底的に変革的な質のゆえに、本来事態の自然的推移のなかで自ずと広汎な社会的拡がりて結果すると

53) 慈善院領と教区牧師禄は、以前から定期で貸し出されていた。 Cf. *ibid.*, pp. 125-140.

54) 「ウィグスタン革命」というわたくしの呼称は、ややつよい印象を与えすぎるかもしれない。ここから、わたくしが、ウィグスタンを、農民的土地革命の事例として扱っているなどとは、解さないでいただきたい。農民的土地革命は全機構的な変革であり、現存する農業進化の構造の全体を社会的規模で一挙に転換する革命である。ウィグスタンの事例は、農民的土地革命が実現されたばあいの事態を、1村規模で、近似的に例示しており、また農民的土地革命へと向う底流のつよさを実証しているものではあるが、それ自体は、現存する進化の構造のなかの例外的局部現象であって、けっして農民的土地革命ではない。

いった類のものでなく、いわば、旧体系の自然的壊類過程のなかでは、本来的に例外的でしかありえないものだったからである。

しかし、ウィグスタンの変化は、その結果からすれば例外であったが、この結果をもたらした動向そのものは、決して例外ではなかった。それは、旧体系を深部から壊類させる時代の広汎な底流の、極限的な到達点を、1村規模で例外的に現実化した事例として、またそれによって、この底流の切迫した現実性を具体的に示している事例として、意味をもっているのである。農民の主張を信じてよければ、ウィグスタンでは、変化前にすでに、慣習保有権の伸長めざましいものがあつた。わが国でいうところの「事実上の農民的土地所有」の名に値して余りあるものがあるだろう。だがそのウィグスタンにおいてすら、農民（下層農民のみならず120エーカーをも取得しうる上層農民をも含めた農民）の目からは、それを、「宣誓にもとづく申告最高年価値 the maximum sworn annual value の20倍」⁵⁵⁾ もの代価を払ってなお自由土地保有に転化させることに、現実的な意味があつたのである。この事実は、わが国での右のような規定にとどまることの一面性を、反駁するに十分なものである。それは、農民の当事者感覚からすると、両者の懸隔が、たんに量的なものでなく、すぐれて権利の質にかかわる差異にあつたこと、それだけこの転化が農民にとって切実に緊要なものであつたこと、を雄弁に物語っているのである。

55) Turville マナの売却の際の捺印契約令状 the writ of covenant には、叙上の通り「最高年価値の20倍」となっている。もっとも、挙げられている金額は、面積に関係なく一律1人当り40ポンドという仮空の数字であつて (*ibid.*, p. 99, n. 2.), この点 Oxford マナでも同じく40ポンドである (*ibid.*, p. 109, n. 1.). しかし、Danvers 家による Oxford マナの購入が「時価」によつたことから、右の「最高年価値の20倍」が、時価かそれに近いものであつたと見るのが至当である。農民の主張の通り慣習地代が年エーカー当り平均5ペンス程度で、かりに改良地代をその10倍とみれば、売価はエーカー当り4.2ポンド程度となる。小麦にして、エーカー当り収量を約1.5クォータとすれば (Lord Beveridge, 'The Yield and Price of Corn in the Middle Ages', in Carus-Wilson, E. M. ed., *Essays in Economic History*, 1954, p. 19.), 三圃制下で約1クォータ、その価格を20—30シリングとすれば (Tawney, *The Agrarian Problem*, p. 198, Table VII, and Kerridge, E., 'The Movement of Rent, 1540—1640', *Eco. H. R.*, Second Series, Vol. VI, No. 1, p. 28, Table IV.) 年収總価額1—1.5ポンドで、右の売価はその3—4年分に相当する。農民にとって容易ならぬ価格であつたことは、当該地を抵当とする購入の例が見られることから窺われる (Hoskins, *op. cit.*, p. 109.).

土地所有の旧体系は、ここ農民保有地にあっても、第1に慣習土地保有農の比重の低下、第2に標準保有規模の潰滅、第3に慣習保有地に代わる定期借地の拡大、第4に慣習土地保有の土地私有への傾斜、の諸傾向において、とどめがたい壊れの兆候を示している。

小 括

さて、土地所有の状態について以上にみてきたところを、さしあたり次の4点に集約することができる。第1に、ゲヴェーレ的所有の体系——国王最高領主権・領主自由土地保有権・農民慣習土地保有権の三重の物権の重層から成り、かつ国王—領主、領主—隷農の二層の支配・隷属関係を包含する所有の体系が、ここで土地所有諸関係の基幹をなし、いわば社会構成の規範的位置を占めていること。第2に、このゲヴェーレ的所有体系の内部で、わずか1万6,600家族の領主的諸層が、農業用地の91% 1,900万エーカーを所有し、農家戸数の65%を超える47万7,400戸の龐大多數が慣習土地保有農であって、平均1,100エーカーを所有する前者の領主的大土地所有と、平均21エーカーを保有する後者の隷農的零細土地保有とが、きわだった対照をなし、直接的な対抗関係にあること。第3に、三重の物権のいずれの部面においても、ゲヴェーレ的所有体系の弛緩・壊れの一定の傾向が看取されること、すなわち、国王大権の自立的な物質的基礎の崩壊、土地所有バランスの領主的諸層への移行、領主自由土地保有権の顕著な流動化と「身分による所有」に代わる「貨幣による所有」の増大、慣習土地保有の比重の低下、農民間土地市場の盛行と標準保有規模の潰滅、総じて領主自由土地保有と農民慣習土地保有とがそれぞれ土地私有へと傾斜する一定の傾向。第4に、このあとの2つの土地私有への傾斜が、農民保有権の領域で、土地保有の隷農的諸条件の確保か廃絶かをめぐって、領主利害と農民利害の権利次元での死活的対決を形成しつつある状況が見られること、である。

これら第3、4点の傾向を生み出している経済的諸力は、いうまでもなく、

右の第1, 2点に特徴づけられる そうした土地所有諸関係の 内部に展開されつつある農業のブルジョア的发展である。